

海外募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は株式会社アムネット(東京都中央区銀座 1-22-11 観光庁長官登録旅行業 1530 号、以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、ホームページ(以下「ホームページ」といいます)、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行 日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款は当社ホームページからご覧になれます。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、原則旅行代金の 20%相当額以内の申込金を添えてお申し込みいただきます。ただし a.当社が取引条件説明書面で申込金の用途を表示する場合、b.お客様がクレジットカード払いを選択した場合、c.その他お客様が希望した場合には、旅行代金の 20%を超える金額を申込金として収受することがあります。また当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部 または全部として取り扱います。また、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立するものといたします。
- (2) 当社は電話、郵送、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は申込金を当社が受理したときに成立いたします。

3. 申込条件

- (1) お申込み時点で 18 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者・介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただしコースにより別途条件でお受けする場合があります。お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。
- (6) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

- (8) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期と契約書面・最終日程表の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を通知し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- (2) 当社は本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はホームページ上の表示、本旅行条件書により構成されます。
- (3) 当社指定の銀行口座へのお振り込みがあった場合には、当社の領収書は、銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。また、クレジットカードでお支払いの場合は、各クレジット会社が発行する利用明細書をもって代えさせていただきます。
- (4) 最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。

5. 旅行代金の支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金

旅行代金とは、募集広告又はホームページ等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（パンフレット等でファーストクラス席、ビジネスクラ

ス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車両を利用します)

- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、ただし旅行日程に「送迎付き」と表記してある場合に限り）
- (3) 旅行日程に明示した宿泊料金及びサービス料金（ホームページ等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- (4) 旅行日程に明示した観光料金（バス料金等・ガイド料金・入場料等）
- (5) 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外）及び税・サービス料金
- (6) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- (7) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ

※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのポーターに対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害・疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
- (5) 日本国内のご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費等
- (6) 空港施設使用料、旅客保安サービス料、空港税・出国税等(以下「空港税等」という)運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。
- (7) 宿泊機関が課す諸税
- (8) オプションツアー料金

9. 追加代金と割引代金

- (1) 第5項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます)
 - ① 1人部屋を使用される場合の追加代金(大人・子供一律1名様)
 - ② ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - ③ 食事なしコース等を基本とする食事付きコース等との差額代金
 - ④ ホテルの宿泊延長のための追加代金
 - ⑤ 航空会社指定をした場合の追加代金
 - ⑥ 航空座席のクラス変更に要する運賃差額

⑦ その他パンフレット等で「〇〇（追加）代金」と称するもの

(2) 第 5 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。

ホームページ等で「〇〇割引代金」と称するもの
(予め割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅を超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第 10 項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の解除権 旅行開始前の解除

- (1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。
- (2) 契約解除はお電話、ファクシミリ、電子メール、郵便その他の通信手段でお受け致します。お電話で申し出を行う場合には、旅行開始日も含め当社の営業時間内にお受け致します。また、ファクシミリ、電子メール、郵便その他の通信手段によるお申し出の場合で、それらが当社の営業時間外に着信したときは、翌営業日にお取消の申出があったものとして取り扱います。なお、その場合において、翌営業日を過ぎても当社からお客様へ解約を受け付けた旨の連絡がない場合には、当社までお電話でご連絡下さい。
※お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、営業時間、連絡先はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします。
- (3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (4) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - a. 第 13 項に基づき契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 25 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - b. 第 14 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第 6 項(1)に定める期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (5) お客様の都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合、当社は所定の取消料を申し受けます。

区 分	取 消 料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき(ロからニまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※ピーク時:4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7

13. お客様の解除権 旅行開始後の解除

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

14. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、ホームページ等に定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - イ. お客様が当社よりあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ロ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目(取消料の中で規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33 日目)にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

ホ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ト. お客様が第 3 項(7)から(10)のいずれかに該当することが判明したとき。

15. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、添乗員が同行しないコースの場合、この限りではありません。また、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) 本項 (1) の措置を講じたにも関わらず、旅行契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加

者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(外国の出入国規制又は伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 手荷物の損害については本項(1)の規定に関わらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社に虚偽の報告及び第 2 項の申込書に虚偽の記載をしてはなりません。
- (3) 当社所定の申込書のローマ字氏名を記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入下さい。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券・乗船券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社はおお客様の交代の場合に所定の手数料を頂きます。尚、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には第 12 項の当社所定の取消料を頂きます。
- (4) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (5) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービ

スについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

- (6) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

19. 特別補償

- (1) 当社は第 16 項の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被られたときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第 18 条 2 項に定める品目については補償いたしません。

※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。

- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、山岳登山、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 本項(1)に関わらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨をホームページ等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第 16 項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

20. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】・【2】で規定する変更を除きます。)は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30

日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか
な場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部
又は一部として支払います。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社に変更補償金を
を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているに
も関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の
不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変
更の場合は変更補償金を支払います。)

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ.戦乱 ウ.
暴動 エ.官公署の命令 オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊
機関等の旅行サービス提供の中止 カ.遅延、運送スケジュ
ールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提
供 キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な
措置

【2】ホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの
提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該
旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、
当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定に関わらず、当社がひとつの旅行契約に基づ
き支払う変更補償金の額は、第 6 項で定める「旅行代金」に
15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約
に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円
未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償
金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもつ
て補償を行なうことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行 終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設(レストランを含みます。)その他の 旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は 設備のより低い料金のものへの変更(変更 後の等級及び設備の料金の合計額が契約 書面に記載した等級及び設備のそれを下回 った場合に限りです。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は 会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地	1.0	2.0

たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる 便への変更		
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との 間における直行便の乗継便又は経由便へ の変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は 名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種 類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツ アー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行
者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅
行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」
と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書
面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載
内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じ
たときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注 3 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用
を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注 4 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設
備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は
一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につ
き一件として取り扱います。

注 6 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用
せず、第九号によります。

21. 通信契約による旅行条件

(1) 当社は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」とい
います)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への
会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条
件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお
申込みを受けて旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結するこ
とがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたし
ますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案
内いたします。)

(2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅
行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお
客様からのお申込みを承諾した時に成立します。郵便その他の通信手

段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を
発したときに成立します。ただし、電子メール、ファクシミリ等の電子承
諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に
成立します。通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承
諾する旨、通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして
旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカ
ード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日と
します。また、契約内容の変更や契約解除等により会員が負担するこ
とになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知し
た日とします。ただし、第 14 項により当社が旅行契約を解除したとき
は、当社が定める期日および方法により当該費用等をお支払いいただ
きます。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は無効になり、
お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードに
よって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を
解除することがあります。

22. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2022 年 4 月 01 日を基準としています。また旅行代金は、
2022 年 4 月 01 日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定され
ている航空運賃・適用規則を基準としています。

23. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目に
ついてお客様の個人情報を取得いたします。個人情報について、お客
様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込
みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの
手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又
は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続
き上必要な範囲で利用させていただきます。

※このほか、当社では、1.当社及び当社と提携する会社の商品やサー
ビス、キャンペーンのご案内 2.旅行参加後のご意見やご感想の提供
のお願い 3.アンケートのお願い 4.統計資料の作成に、お客様の個
人情報を利用させていただくことがあります。

- (3) 当社は旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の
連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様
に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認
めた場合に使用いたします。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社
に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当
社のホームページでご確認ください。

24. その他

- (1) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがありま
す。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大
変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障
害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加
入することをお勧めします。海外旅行保険については当社にお問合せ
ください。
- (2) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイ
レージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わる
お問合せ登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきま
す。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同
サービスが受けられなくなった場合、理由の如何に関わらず、当社は
第 17 項(1)ならびに第 20 項(1)の責任を負いません。
- (3) お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合返金に伴う
取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また、日本の金融機
関のお客様の口座への振り込みとさせていただきます。ご了承ください。
- (4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。
- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) 子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- (7) 渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関す
る情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情
報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームペ
ージ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp>)でもご確認ください。な
お、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される
場合がございます。極力お客さまにはその旨ご案内しますが、都合に
よりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客さまご自身
で海外安全ホームページをご確認ください。
また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の
危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム
「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>)のご
登録をお勧めします。